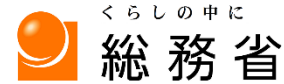


報道資料

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和6年12月18日

SNS等におけるいわゆる「闇バイト」への対応に関する要請の実施

総務省は、本日、SNS等を提供する大規模事業者に対して、SNS等におけるいわゆる「闇バイト」への対応について、文書により要請を実施しました。

ソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームサービス（以下「SNS等」という。）の一部では、いわゆる「闇バイト」の募集活動が行われており、このような募集投稿を端緒とした強盗等事件が多発し、社会問題となっています。

SNS等が国民生活や社会経済活動を支える社会基盤になる中で、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ」（令和6年9月10日）でも提言されているように、プラットフォーム事業者はデジタル空間における情報流通の健全性の確保について一定の責任が求められる立場になっていると考えております。

こうした状況を踏まえ、総務省は、本日、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）を通じて、SNS等を提供する大規模事業者（※）に対して、対策の実施を要請しました。

同機構への要請内容は別紙を御覧ください。

※ 同機構の会員企業のうち、当該企業又はその関連会社が日本国内における前年度末時点の平均月間アクティブユーザ数が1,000万人以上であるSNS等を提供する企業

連絡先

総務省情報流通行政局情報流通振興課

情報流通適正化推進室

電話：03-5253-5850

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課

電話：03-5253-5487

総情適第 66 号
総基用第 134 号
令和 6 年 12 月 18 日

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構
代表理事 曾我部 真裕 殿

総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当)
玉 田 康 人
総務省総合通信基盤局長
湯 本 博 信

S N S 等における闇バイトの募集活動に対する対応について

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、ソーシャルネットワークサービスその他交流型のプラットフォームサービス(以下「S N S 等」という。)の一部では、いわゆる闇バイトの募集活動が行われており、このような募集投稿を端緒とした強盗等事件が多発し、社会問題となっています。

総務省としては、昨年、違法行為の実行を募る行為と判断できる投稿も削除対象であることを明確化する旨の契約約款モデル条項の解説の改訂を周知するなど、対応を行ってきたところですが、現在も闇バイトの被害は後を絶ちません。

S N S 等が国民生活や社会経済活動を支える社会基盤になる中で、総務省の有識者会議のとりまとめでも提言されているように、プラットフォーム事業者はデジタル空間における情報流通の健全性の確保について一定の責任が求められる立場になっていると考えております。

つきましては、上記を踏まえ、国民の生命・身体・財産を守るため、闇バイトの入口を塞ぐという観点から、貴団体に加盟する会員企業のうち大規模事業者(貴団体の会員企業のうち、当該企業又はその関連会社が日本国内における前年度末時点の平均月間アクティブユーザ数が 1,000 万人以上である S N S 等を提供する企業であるもの)が下記事項による対策の実施に取り組むよう、貴団体を通じて要請することといたしたいと存じます。

以上について、貴団体において会員企業のうち大規模事業者に対して伝達していただきますようお願い申し上げます※。

なお、今後、総務省の有識者会合の場において、当該大規模事業者における下記事項への対応状況について御説明いただく機会を設定する可能性があることを申し添えます。

※ 本要請は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 6 号に規定する行政指導に該当するものであり、処分(同条第 2 号)に該当するものではありません。

記

1 闇バイトの募集活動に係る投稿に対する利用規約等に基づく対応

SNS等における闇バイトの募集活動に係る投稿に対し、利用規約等に基づき、より迅速に削除等の対応を実施すること。

なお、総務省では、闇バイトの募集は職業安定法（昭和22年法律第141号）違反と判断し得るため、厚生労働省や警察庁と連携し、違法情報に関するガイドラインに関連記載を盛り込むことを検討しており、本年11月21日に同ガイドライン案を公表したところである。こうした状況を踏まえ、削除等の適切な対応を実施すること。

2 SNS等のアカウント開設時における本人確認手法の厳格化

犯行グループのいわゆる「リクルーター」によってSNS等が闇バイトの募集活動に利用されていることを踏まえ、犯罪対策の観点から、SNS等のアカウント開設時における本人確認手法の厳格化（SMS認証等）を含む措置を検討すること。

3 SNS等に対する照会への回答の円滑化

闇バイトに悪用されていることについての捜査機関等からの照会に対して、円滑に回答できる体制の整備を検討すること。

4 SNS等の利用者に対する注意喚起・周知活動

SNS等の利用者に対して、SNS等における募集投稿をきっかけとして「闇バイト」等により重大な犯罪に加担する危険性について、提供するサービス形態を踏まえた効果的な方法を検討し、注意喚起や周知活動を行うこと。

以上